

別 表

項 目	条 件 例 文	行為の事例	留 意 事 項
一般的事項	/	/	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書の記載事項として明らかにされる「支障木の伐採」等の関連行為について、その内容が妥当なものであると認められる場合は、下記留意事項で特に付すこととしているものを除き、条件は付さないものとする。 2 下記の例文以外の条件を付す必要がある場合は、法第 32 条の主旨に留意すること。 3 2 項目以上の条件を付す場合は、下記の例文の順序を参考とすること。 4 下記の例文は、特別地域における許可を対象としているので、特別保護地区における許可の場合は、「風致の保護上」とあるのは「景観の保護上」と書き換えて用いること。 5 年月日には元号を付けることとする。また、月末を表す場合には、「30 日」「31 日」等を用い、「末日」は用いない。
(1) 期間の限定	<p>を行うことができる期間は、(許可(同意)の日/年月日)から年月日までとすること。</p>	<p>木竹の伐採 木竹の損傷 土石の採取等 水位水量の増減 物の集積等 植物の採取 動物の捕獲 他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の期間は、条件を付さない限り確定しないことから、風致の保護のために行為の期間を限定する必要がある場合に用いる。土石の採取、物の集積や植物の採取のように、採取量等を確定しても、行為が相当の長期にわたる可能性がある場合などが対象となる。申請書に期間が記載されている場合においても付すものとする。 2 には、「土石の採取」「高山植物の採取」等申請に係る行為を記載する。
(2) 支障木の処理	<p>ア 支障木の伐採は、必要最小限とすること。</p> <p>イ 支障木のうち移植可能なものは、 に移植すること。</p>	<p>工作物の新築等 土石の採取等 土地の形状変更 広告物の設置等 他</p>	<p>行為に伴い伐採される支障木がある場合に用いる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移植可能であり、かつ移植すべき支障木がある場合に用いる。 2 には、「敷地の道路側」「建築物の南側」等移植すべき場所を具体的に記載する。 3 必要に応じて、アと組み合わせて用いる。 (例) 支障木の伐採は、必要最小限とするとともに、移植可能なものは……
(3) 施行上の注	<p>ア 工事の施行に当たっては、の(谷/海)側に編柵を設</p>	<p>工作物の新築等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 山岳地、海岸等の急傾斜地における工事の場合に用いる。

意	ける等の措置を講じて土石を崩落させないこと。	他	2 には、「道路」等工作物の種類を具体的に記載する。
	イ 工事の施行に当たっては、（汚濁防止膜／沈澱池）を設置する等の措置を講じて周辺（水／海）域に（土砂及び濁水／濁水）を流出させないこと。	工作物の新築等 土石の採取等 水面の埋立 土地の形状変更 他	河川、湖沼又は海に、土砂、濁水等が流出するおそれがある場合に用いる。
	ウ 工事に携わる作業員等工事関係者に対しては、植物の採取、野生動物の捕獲、ごみの投棄等風致の保護上好ましくない行為を行うことのないよう作業員心得を作成し、これを遵守させること。	工作物の新築等 他	多数の作業員が、工事現場及びその周辺に出入りするような工事を伴う場合に用いる。
(4) 工作物等の 意匠	ア には、自然石又は自然石に模したブロックを使用すること。 イ は、自然石に模した表面仕上げとすること。	工作物の新築等 他	1 コンクリート等による人工構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、自然の素材を使用し、又は自然の素材に模した仕上げをする必要がある場合に用いる。 2 には、「擁壁」「堰堤」等対象を具体的に記載する。 3 対象が、石積み又はブロック積みの場合にはアを、コンクリート造り又は石積み等との併用の場合はイを用いる。
	ウ の色彩は、 ××（色）系統とすること。 の指示に従うこと。 既存部分と同一配色とすること。	工作物の新築等 広告物の設置等 他	1 人工の構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、工作物等の色彩を指定する必要がある場合に用いる。 2 には、「屋根」「外壁」「増築する建築物外部」等対象を具体的に記載する。 3 色彩を指定する場合は を用い、具体的に指定する必要がある場合は「××色とすること。」として差し支えない。 また、細部の調整が必要な場合は を用い、工作物の増築又は改築の場合には を用いる。 4 には、「自然環境局長」、「地方環境事務所長」、「自然環境事務所長」、「首席自然保護官」等を必要に応じ使い分ける。
(5) 残土、廃材 の処理	（残土／既存 の撤去に伴う廃材）は、 国立公園区域外に搬出すること。 申請書添付「 図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理すること。	工作物の新築等 土石の採取等 他	1 申請行為に伴う土地の切り盛りによって残土が発生する場合、既存建築物の撤去がなされる等廃材が生ずる場合に用いる。 2 残土及び廃材は、国立公園区域外へ搬出することが望ましいが、現場の状況等により、国立公園区域外への搬出が合理的でない場合であって、特別地域内で風致に支障を及ぼすことなく処理できる場合には を用いる。また、普通地域内で処理する場合には、 の「風致の保護上

			<p>支障のないよう」を「適切に」と置き換えて用いる。</p> <p>3 には、「建築物」「電柱」等撤去する工作物を具体的に記載する。</p> <p>4 「 図」には、添付図面の名称を記載する。</p> <p>5 残土、廃材の両方を処理する必要がある場合には、「残土及び既存 の撤去に伴う廃材は、」として一括して差し支えない。</p> <p>6 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。</p> <p>(例) 残土は、申請書添付「 図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理するとともに、当該 には、張芝、種子吹付等により…… (には、「土捨場」「残土処理場」等申請書に用いられている名称を記載する。)</p>
(6) 工作物等の撤去	ア 当該 は、年 月 日までに撤去すること。	工作物の新築等 広告物の設置等 他	<p>1 申請の対象が仮工作物の場合、又は設置期間を限定することができる広告物の場合に用いる。申請書に撤去の予定日が記載されていても付すものとする。</p> <p>2 には、「工作物」「広告物」等と記載する。</p> <p>3 必要に応じて、(7)跡地の整理、(8)緑化と組み合わせて用いる。</p> <p>(例) 当該 は、年 月 日までに撤去し、跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……</p>
	イ 当該 が、腐朽若しくは破損した場合、又は必要がなくなった場合には直ちに撤去すること。	工作物の新築等 広告物の設置等 他	<p>1 設置された工作物等が破損した場合など、そのまま放置されることが風致に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に用いる。</p> <p>2 ア - 2、3 参照のこと。</p>
	ウ 当該 発電施設(受変電施設等の付帯する工作物を含む。)は、発電事業が終了した場合には直ちに撤去すること。	工作物の新築等	<p>1 申請の対象が発電施設であって、発電事業終了後に放置されることが風致に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に用いる。申請書に撤去計画が記載されていても付すものとする。</p> <p>2 ア - 3 参照のこと。</p>
	エ 工事に伴う仮工作物は、行為完了後直ちに撤去すること。	工作物の新築等 土石の採取等 広告物の設置等 他	<p>1 行為に仮工作物の設置が伴う場合に用いる。</p> <p>2 ア - 3 参照のこと。</p>
(7) 跡地の整理	跡地は、風致の保護上支障のないよう整理すること。	工作物の新築等 土石の採取	<p>1 行為完了後、行為地又はその周辺の整理が必要な場合に用いる。</p> <p>2 には、「既存建築物撤去」「工事</p>

		等物の集積等 他	<p>施工」「資材置場」等、対象を具体的に記載する。</p> <p>3 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……</p>
(8) 緑化	<p>ア には、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。 張芝、種子吹付等により緑化を行うこと。</p>	<p>工作物の新築等 土石の採取等 物の集積等 土地の形状 変更 他</p>	<p>1 行為に伴い生じる裸地等の土砂の流出を防止するために緑化が必要な場合、又は構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために修景のための植栽を必要とする場合などに用いる。</p> <p>2 には、「建築物の北側」「切取、盛土法面」「工事に伴う裸地」等、緑化を行うべき場所を具体的に記載する。 なお、道路の改良等で廃道が生ずる場合には、「廃道敷は、舗装を撤去し、客土した上、当該地域に……」のように用いる。</p> <p>3 の「植物」は、必要に応じて「樹木」等と置き換えても差し支えない。</p> <p>4 緑化には、当該地域周辺より供給された種苗(移入種を除く)を用いることを基本とするが、当該地域周辺からの種苗の供給が困難な場合は同種の植物を用いる。 また、早期に緑化が必要な場合、又は現場の自然環境等の状況でやむを得ない場合は を用いる。</p> <p>5 必要に応じて、(5)残土、廃材の処理(6)仮工作物等の撤去、(7)跡地の整理と組み合わせて用いる。 (例文は各項目を参照のこと。)</p>
	<p>イ には、当該地域周辺より供給された種苗(移入種を除く)により緑化を行うこととし、緑化工の施行に当たっては(工事の施工/土石の採取)に伴い切り取られる(表土/表土及び植物)を使用すること。</p>	<p>工作物の新築等 土石の採取等 土地の形状 変更 他</p>	<p>1 行為が、自然公園法施行規則第11条第1項第2号のイ又はロに掲げるような自然環境保全上特に重要な地域において行われる場合であって、表土等を緑化工に使用する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 ア-2参照のこと。</p>
	<p>ウ モルタル吹付の前面には、ロックネット等を設置したうえ、つる性植物を植栽し、緑化すること。</p>	<p>工作物の新築等 他</p>	<p>通常の緑化工では法面の崩壊が防止できないため、やむを得ずモルタル吹付を許可する場合であって、風致の保護上前面を植物により隠ぺいする必要がある場合に用いる。</p>
(9) 維持管理	<p>の入り口には、当該道路の目的を明記した標識を掲出する等、一般車の乗り入れを制限する措置を講ずること</p>	<p>工作物の新築等 他</p>	<p>林道、工事用道路等への一般車の乗り入れにより、風致の保護上著しい支障が生ずると予想される場合に用いる。</p>
(10) 分譲地等の	<p>ア 申請書添付「 図」のとおり保存緑地を設け、現状を</p>	<p>工作物の新築</p>	<p>1 分譲地等を造成する場合に付すものとする。ただし、集合別荘等の建築を伴う</p>

造成	<p>変更しないこと。 イ 分譲は、申請の計画どおり行うこととし、各購入者に対しては、申請書添付「 図」記載の保存緑地を明示するとともに、個別の書面をもって別記「留意事項」を通知すること。</p>	(分譲地等の造成)	<p>場合であって土地の分譲を行わない場合には、イは付さないこととする。 2 「 図」には、添付図面の名称を記載する。 3 「留意事項」については下記「参考事項」を参照のこと。</p>
(11) モニタリング調査	<p>当該 が、風致又は景観に与える影響を継続的に調査し、その結果について、××ごとに、 に報告すること。また、調査の結果、 が風致又は景観に重大な影響を与えることが判明した場合には、 の指示に従い適切な対策を講じること。</p>	<p>工作物の新築等 土石の採取等 水位水量の増減 水面の埋立 土地の形状変更 他</p>	<p>1 大規模な道路、ダム、風力発電施設等の新築等、当該行為が風致に重大な影響を及ぼすおそれのある行為であって、かつモニタリング調査の実施が風致の保護上必要と認められる場合に用いる。 2 には、申請に係る行為又は「道路」、「ダム」等の工作物の名称を記載する。 3 ××には、「1年」「半年」「四半期」等と記載する。 4 には、「自然環境局長」「 地方環境事務所長」、「 自然環境事務所長」、「 首席自然保護官」等を必要に応じ使い分ける。 5 必要に応じて調査の対象等を具体的に記載する。</p>
(12) 報告	<p>ア の進捗状況について、天然色写真を添え、××ごとに、 に報告すること。</p> <p>イ 行為完了後、(第 項及び第 項/前 項/跡地の整理に関する計画)の履行状況について、天然色写真を添え、 に報告すること。</p>	<p>工作物の新築等 木竹の伐採 土石の採取等 水面の埋立 土地の形状変更 他</p> <p>工作物の新築等 木竹の伐採 土石の採取等 物の集積等 水面の埋立 土地の形状変更 他</p>	<p>1 行為が長期にわたる場合であって、その進捗状況を把握しておく必要がある場合に用いる。 2 には、「工事」「土石の採取」等申請に係る行為を記載する。 3 天然色写真の添付は、特に必要な場合に求めることとし、それ以外の場合は「天然色写真を添え、」を削除すること。 4 ××には、「1年」「半年」「四半期」等と記載する。 5 には、「自然環境局長」「 地方環境事務所長」、「 自然環境事務所長」、「 首席自然保護官」等を必要に応じ使い分ける。</p> <p>1 風致の保護のため、許可条件の履行状況を確認する必要がある場合に用いる。 2 風致の保護のため、跡地の整理が計画通り行われたことを確認する必要がある場合に用いる。 3 ア - 3、5 参照のこと。</p>

参考事項

(別記)

分譲地内における別荘等の建築についての留意事項

あなたが購入した分譲地は、国立公園の特別地域内であるので、自然公園法第20条第3項各号列記の行為を行うに当たっては、環境省 地方環境事務所長(又は 知事)の許可を受けなければなりません。また、分譲地に建築物を新築する場合には、下記の事項に従った方法で行われなければ自然公園法による許可を受けられませんので、注意願います。

記

- 1 保存緑地とされた土地には、工作物を設置しないこと。
- 2 建築物は2階建て以下とし、その高さは10m以下とすること。
- 3 敷地面積(敷地内に保存緑地とされた土地を含む場合は当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。)は、1区画1,000m²以上とし、建築物は、原則として1区画1棟とすること。
- 4 建築物の水平投影面積の敷地面積に対する割合は、20%以下とすること。
- 5 建築物に係る土地の地形勾配は、30%以下とすること。
- 6 建築物の水平投影外周線は、道路及び隣地境界より5m以上離すこと。
- 7 建築物の水平投影面積は、2,000m²以下とすること。
- 8 建築物の屋根の形は、陸屋根を避けて勾配屋根とすること。
- 9 建築物の外部の色彩は、原色を避けて周囲の自然と調和を図ったものとすること。